

(3) 県税の課税特例

区分	対象税目	課税の特例	適用要件
過疎地域 (過疎地域自立促進特別措置法)	事業税	課税免除 (3か年度)	1 製造の事業等の用に供する設備を新設又は増設した者 2 特別償却設備(減価償却資産)の取得価額の合計が2,700万円を超える者 3 青色申告をしている者
	不動産取得税	対象不動産のみ課税免除	
促進区域 (地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)	不動産取得税	対象不動産のみ課税免除	1 地域経済牽引事業(地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣の確認を受けたものに限る)のための施設又は設備を新設し、又は増設した者 2 対象事業の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円以上の者 3 青色申告をしている者
半島振興対策実施地域 (半島振興法)	事業税	不均一課税 (3か年度) ※通常税率×1/10	1 製造の事業等の用に供する設備を新設又は増設した者 2 特別償却設備(減価償却資産)の取得価額の合計が500万円(製造の事業及び旅館業においては、資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下の法人は1,000万円、資本金の額等が5,000万円超の法人は2,000万円)以上の者 3 青色申告をしている者
	不動産取得税	不均一課税 ※土地税率3/100→3/1000 ※家屋税率4/100→4/1000	
原子力発電施設等立地地域 (原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法)	事業税	不均一課税 (3か年度) ※1年目通常税率×1/2 ※2年目通常税率×3/4 ※3年目通常税率×7/8	1 製造の事業等の用に供する設備を新設又は増設した者 2 設備(減価償却資産)の取得価額の合計額が2,700万円を超える者 3 道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業については、増加する雇用者の数が15人を超える者 4 青色申告をしている者
	不動産取得税	不均一課税 ※土地税率3/100→3/1000 ※家屋税率4/100→4/1000	
地方活力向上地域 (地域再生法)	事業税 (東京23区内からの移転型に限る)	課税免除 (3か年度)	1 特定業務施設整備計画に従って本社機能を有する施設を新設又は増設した者 2 特定業務施設の用に供する特別償却設備(減価償却資産)の取得価額の合計額3,800万円(中小事業者等については1,900万円)以上の者
	不動産取得税	○移転型(東京23区からの拠点移転) ・課税免除 ○拡充型(東京23区外で拠点拡充) ・不均一課税 ※土地税率3/100→3/1000 ※家屋税率4/100→4/1000	

○半島振興対策実施地域

河北郡(津幡町、内灘町)以北

○原子力発電施設等立地地域

七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町

○過疎地域

